

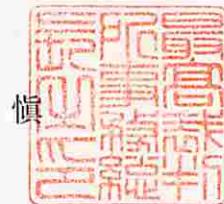
最高裁秘書第4603号

令和元年9月18日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

平成31年2月13日付け（同月15日受付、最高裁秘書第810号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

大隅健一郎裁判官の履歴書（片面で8枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、個人識別情報（本籍地等）が記載されており、これらの情報は、行政機関情報公開法第5条第1号に定める不開示情報に相当することから、これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

法学部勤務ヲ命ス

任京都帝国大学助教授

京都帝国大学

				本籍地	現住所	出生地	年号月日	年号月日	年号月日
							出生	出生	出生
"	"	昭和二年一月二日	事						
"	"	明治三十七年十月二日生	大	おお	すみ	健一郎	出生ノ 年月日	出生ノ 年月日	出生ノ 年月日
"	"	京都帝国大学助教授	姓	旧氏名	項目	名			
"	"	高等試験司法科試験合格	名		序				
"	"	任京都帝国大学助手	字		名				
"	"	法学部勤務ヲ命ス	號						
"	"	任京都帝国大学助教授	年						

夏侯書曰氏

"	一一〇	一二九	仏蘭西國、独逸國及亞米利加合衆國へ出張ヲ命ス	"	"	"	"
"	一一一	三一	出発	"	"	"	"
"	一一二	六二九	帰國	"	"	"	"
"	一一三	三一	商法第一講座担任ヲ免シ商法第二講座ヲ命ス	"	"	"	"
"	一一四	三一	商法第二講座分担ヲ免シ商法第一講座分担ヲ命ス	"	"	"	"
"	一一五	三一	仏蘭西法第二講座分担ヲ命ス	"	"	"	"
"	一一六	七一六	任京都帝国大学教授	文部省	担任	担任	担任

担任

卷之三

3 丁

大隅健一郎

"	一	九	法	制審議會商法部會委員(昭一七、八迄)	法務府
"	二	一	三	四	五
"	二	二	二	二	二
"	二	三	三	三	三
"	二	四	三	四	四
"	二	五	四	五	五
"	二	六	五	六	六

大隅健一郎

"	一	昭和二年勅令第一九三号ニ依リ文部教官ニ任セラレル	京都帝国大学
"	二	二二六依願京都帝国大学評議員ヲ免ス	京都帝国大学
"	三	三一商法第二講座担任ヲ命シ海法講座担任及商法第一講座分担ヲ免ス	文部省
"	四	三〇独逸法第二講座分担ヲ免ス	"
"	五	一〇一昭和二十一年九月三〇日政令第二〇四号により京都帝国大学を京都大学に改む	"
"	六	一四一商法第二講座担任を免じ海法講座を命ずる	文部省
"	七	二三一商法第一講座担任を命じ海法講座担任を免する	文部省
"	八	二四一獨逸法第一講座担任を命ずる	文部省
"	九	二五一獨逸法第二講座担任を命ずる	文部省
"	十	二六一人事院規則八十一の改正により官の級別廢止	文部省

担任

履歴書用紙

表

半生所

104

5丁

履歴書用紙

京都大学

〃 〃 〃
一一〇 アメリカ合衆国へ出張を命ずる
一三〇 出発
二一〇 帰国

〃 一一一 京都大学教授分校に併任する
(任期は昭和三十四年十月三十一日までとする)

大隅健一郎

〃 三二	三一九 法制審議会商法部会委員に併任する	法務省
〃 三一〇	京都大学法学部長に兼任する (任期は昭和三十一年九月二十九日までとする)	京都大学評議員に併任する (任期は昭和三十一年九月二十九日までとする)

昭和書用紙

表

昭和四一九	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所
二七	学校教育法第六十九条の二の規定により 京都大学名誉教授の称号を授ける	京都大学
一一一三	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所

四三九	最高裁判所衣旅規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所
四四九	司法修習生考試委員会委員に任命する	最高裁判所
一二一三	簡易裁判所判事選考委員会委員を委嘱する	最高裁判所
四五九	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員に任命する	最高裁判所

四七九	最高裁判所家庭規則制定諮詢委員会委員に任命する	大隅 健一郎
四八二	司法修習生考試委員会委員長を委嘱する	
五三〇	最高裁判所判事選考委員会委員長を委嘱する	
	ギー国ブリューシュートにおいて開催される国際裁判官連合中央評議会への出席および政 米各國の司法制度視察のため約三十日間の予定で歐米各國へ出張を命ずる	
(昭和四十八年十月二日出發)	昭和四十八年十一月十日帰國	
四一	最高裁判所判例委員会委員を歴任する	

最高裁判所圖書館委員会委員七命す又

最高裁判所

裁判所法第五十条の規定により最高裁判所判事定年退官

官